

国住マ第33-2号  
令和3年6月22日

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局長

### マンション標準管理規約の改正について

マンション標準管理規約は、管理組合が、それぞれのマンションの実態に応じて管理規約を制定、変更する際の参考として、作成、周知しているものであり、これまで、マンションに関する法制度の改正や、マンションを取り巻く情勢の変化等に対応して見直しを行ってきたところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会情勢の変化等を踏まえ、国土交通省では、令和2年7月にマンション管理の新制度の施行に関する検討会を設置し、令和3年3月にとりまとめ、改正案についてのパブリック・コメントの実施を経て、今般、マンション標準管理規約（単棟型（別添1）、団地型（別添3）、複合用途型（別添5））及びマンション標準管理規約コメント（単棟型（別添2）、団地型（別添4）、複合用途型（別添6））を策定しました。

については、貴団体におかれては、今回の改正の趣旨をご理解の上、貴団体の事業の実施に当たり、マンションの管理規約に関係する者に対してマンション標準管理規約の周知方につき、特段のご配慮をお願いいたします。